

福祉用具購入費・住宅改修 受領委任払い事務要領

白井市福祉部高齢者福祉課介護保険係

(令和8年4月改訂)

白井市
高齢者福祉課介護保険係
TEL 047-497-3473 (直通)

目次

- 1 受領委任払い事業者登録に係る注意事項 P 3
- 2 福祉用具購入費・住宅改修に係る共通の注意事項 P 4
- 3 福祉用具購入費の支給について P 5
- 4 住宅改修費の支給について P 6
- 5 着工前申請提出書類 P 7
- 6 着工後申請提出書類 P 9
- 7 住宅改修費支給までの流れ P 1 0
- 8 福祉用具購入費及び住宅改修費の支給に関する Q&A P 1 1
- 9 白井市介護保険制度における福祉用具購入費及び
住宅改修費の支給に係る受領委任払いに関する要綱 P 1 5

受領委任払い事業者登録に係る注意事項

【白井市介護保険制度における福祉用具購入費及び住宅改修費の支給に係る受領委任払いに関する要綱（以下「要綱」という。）】参照

● 登録有効期間について [要綱第4条第4項関係]

登録の有効期限は、登録の決定を受けた日の属する月の翌月の初日から西暦表示したときに下2桁が3の倍数となる年の3月31日までとする。

例) 2023年1月に申請をした場合…2023年2月1日～2024年3月31日

2024年3月に申請をした場合…2024年4月1日～2027年3月31日

※介護保険制度は3年に1度のサイクルで大きな制度改正が行われるため、登録の更新は制度改正と合わせて行っていただく形になります。

● 登録事項に変更がある場合 [要綱第5条第1項関係]

申請書に記載した事項に変更が生じたときは、受領委任払い登録事項変更届書（様式第4号）を速やかに提出してください。

届出が必要な事項

①事業所名称 ②事業所所在地 ③代表者氏名 ④連絡先 ⑤指定先振込口座

※届出の受理に係る市からの通知はありません。

● 登録事業の廃止・休止又は再開を行う場合 [要綱第5条2項関係]

事業を廃止、休止、又は再開するときは、受領委任払い登録事業廃止(休止・再開)届出書（第5号様式）を速やかに提出してください。

※届出の受理に係る市からの通知はありません。

● 登録の取り消し [要綱第6条関係]

登録事業者が要綱第6条第1項関係に該当する事実が認められた場合、登録を取り消すことがあります。

※名簿から削除し、取り消しの通知をします。

● 適切なサービスの提供 [要綱第7条第1項・第8条第2項関係]

被保険者本人に対しては、その心身及び住宅の状況等を踏まえた適切なサービスの提供を行うよう努めてください。当該被保険者に担当のケアマネジャーがいる場合には、当該ケアマネジャーと連絡調整を行い、サービス提供内容の確認を受けるようにしてください。

● 新規・変更、廃止、休止の届出・福祉用具購入等申請書様式について

各種届出・支給申請書等提出書類の様式原本は、市のHPでもダウンロード可能です。ぜひご活用ください。

福祉用具購入費・住宅改修に係る共通の注意事項

● 領収書について

- 原本及びコピーを提出してください。原本は窓口で確認後、その場で返却します。
- 領収書の宛名は、必ず被保険者本人にしてください。本人以外の宛名が書かれていた場合、領収書の宛名を修正したうえで再提出をお願いします。
- 介護保険対象分の自己負担額は、「費用額×自己負担割合」です。1円未満の端数があるときは、自己負担額の端数を切り上げてください。なお、福祉用具を複数購入する場合、1品目ごとに切り上げの計算を行います。
- 支給限度基準額を超える場合は、領収書を2枚に分けるか、内訳や但し書きを記載するなどし、“介護保険対象部分の自己負担額と対象外経費が明確に分かるよう”記載してください。

例) 自己負担割合1割の方が30万円の住宅改修工事を行った場合（支給限度額20万円、自己負担額2万円）

※超過分10万円+自己負担額2万円=本人負担額計12万円

| 領収書 | |
|------------|----------|
| 金額 | 120,000円 |
| 内 介護保険対象経費 | 20,000円 |

● 支給申請について

申請書内の金額の欄を誤って記入した場合、正しい金額を記載したものを再提出してください。訂正印、捨て印、二重線による見え消し線等での修正は認めません。ただし、金額以外の欄については、二重線による見え消しも可能です。

● 書類のメール提出について

提出書類の再提出や、追加の書類を提出する際、利用者やケアマネジャーの署名や押印の必要のない書類に限り、メールでの再提出を認めています。下記のメールアドレス宛に送信してください。

メールアドレス：kaigo-hoken@city.shiroi.chiba.jp

福祉用具購入費の支給について

● 支給限度基準額

当該年度（4月～翌年3月）限度額10万円

※購入費用が10万円を超える場合は、10万円までが介護保険対象となります。

● 支給申請後の審査・支給が延期になる場合

①介護度の区分変更申請中に福祉用具購入をした場合（認定審査終了後の審査）

②新規申請中に購入した場合（認定審査終了後の審査）

③入院中に購入した場合（退院後の審査）

※②、③の場合、「非該当」又は退院できなかつた際に不支給となるため、必ず承諾書の記入をお願いします。

● 審査等により不支給となる場合

①新規申請中の購入で、認定結果が「非該当」となった場合（認定結果については本人、又はご家族に確認してください。）

②当該年度（4月～翌年3月）の支給限度額を超えていた場合

③審査により保険給付として適当でないと認められた場合

①支給申請書（第7号様式）

②購入品目のカタログのコピー

③実際の販売価格（10割分）がわかる見積書等（事業者値引後が分かるもの）

④領収書原本及びコピー

★提出書類★

⚠ 支給申請にあたっての注意事項 ⚠

・申請書の「購入日」欄は被保険者へ交付する領収書の日付を記入してください。購入日（領収日）が、認定の有無や支給限度額の審査基準日となります。

・被保険者に担当のケアマネジャーがいる場合は、申請書の「居宅介護支援事業者確認欄」に当該ケアマネジャーが署名してください。ただし、担当ケアマネジャーがいない場合は不要です。

・同一品目の購入は、原則支給対象外となります。

ただし、同一品目でも用途及び機能が著しく異なる場合、破損した場合及び被保険者の状態の変化等市が認める場合は支給対象となりますので、同一品目の購入を検討される際は購入前にご連絡ください。

・スロープを複数購入する場合は設置した箇所の写真（どこに設置したか明確にわかるよう全体像の写っている写真）を提出してください。複数購入でない場合は、写真の提出は不要です。ただし、理由記入欄に設置箇所、設置理由の記載をお願いします。

・歩行補助杖や歩行器を複数購入する理由が、室内、室外で使い分けたい等の場合は理由記載欄に詳細を記載してください。

住宅改修費の支給について

● 対象家屋

- ・住宅改修の対象となる住居は、被保険者証に記載されている住所のみです。
例) 白井市七次台に居住する被保険者が西白井に住む子の住宅で介護を受けるため、西白井の住宅に手すりを取り付けたい。
→支給対象外となります。

● 支給限度基準額

- ・住宅改修の支給限度基準額は、20万円となります。
- ・ただし、以下の①、②のいずれかに該当する場合は、特例的に残額がリセットされ、新たに20万円が支給基準限度額となります。

①最初の改修時より介護度が3段階以上上がっていること（3段階リセット）

| | |
|-----------|--------|
| 要支援1 | 要介護3以上 |
| 要支援2、要介護1 | 要介護4以上 |
| 要介護2 | 要介護5 |

※要支援2と要介護1は、同じ段階とみなします。

②市内転居（住所異動）後の住宅改修（転居リセット）

● 支給申請後の審査・支給が延期になる場合

- ①改修着工前に介護度の区分変更申請をした場合（認定審査終了後の審査）
- ②新規申請中、入院中の場合（認定審査終了後、退院後の審査）

● 審査等により保険給付が不支給となる場合

- ①入院中の被保険者が改修完了後、自宅に戻らずに死亡又は退院の目途が立たない場合
- ②工事中に当該被保険者が死亡した場合
- ③新規申請中の改修で認定結果が「非該当」となった場合
- ④審査により保険給付として適当ではないと認められた場合

※①又は③の場合は「非該当」となったときは不支給になるため、必ず事前申請時に『非該当承諾書』を提出してください。

★着工前申請 提出書類★

- ①事前確認協議書（第9号様式）
- ②住宅改修が必要な理由書
- ③改修費見積書
- ④改修箇所図面
- ⑤着工前写真
- ⑥所有者による住宅改修承諾書（被保険者本人以外が所有者の場合）
- ⑦非該当承諾書（新規・区変申請中、入院・入所中の場合）

⚠事前確認協議にあたっての注意事項⚠

【②住宅改修が必要な理由書について】

・理由書作成を行うにあたり作成資格として認められる者は、以下の資格となります。

◇介護支援専門員（ケアマネジャー） ◇福祉住環境コーディネーター※（2級以上） ◇1級建築士 ◇理学療法士 ◇作業療法士 ◇その他作成資格を持つと認められる者

※福祉住環境コーディネーターに関して、プラスチック製のカードで発行されている資格者証は2022年に廃止されているため、2022年以降に取得した方はデジタル合格証等を印刷し、資格所有者であることが分かる書類を添付してください。

・基本的には担当のケアマネジャーが作成する書類ですが、担当のケアマネジャー以外が作成した場合は必ず資格者証の写しを添付してください。

また、担当ケアマネジャーがいる場合に当該ケアマネジャー以外が理由書を作成する際は、理由書の**確認欄**に当該ケアマネジャーの署名又は記名+押印が必要です（担当ケアマネジャーがいない場合は不要です）。

【③改修費見積書】

・介護保険対象外の工事を含む場合は、介護保険該当部分が明確に分かるように作成してください。

・見積書の様式は、白井市のHPにも掲載されていますが、事業所独自のフォーマットでの提出も可能です。

・見積書の宛名は被保険者本人にしてください。

【④改修箇所図面】

・図面は立体図ではなく、平面図にしてください。また、改修箇所のみならず、被保険者本人の生活動線が確認できる全体図を作成してください。

【⑤着工前写真】（撮影方法の詳細は別紙参照）

- ・手すりの取り付け工事を行う工事の場合、取り付け箇所にマスキングテープを貼る、写真にマーカーを引くなど分かりやすいように印をつけてください。
- ・メジャーの0mmから該当の高さまでの目盛りが見えるように撮影してください。
- ・撮影日が確認できるよう、写真には日付を写し込んでください。日付の写し込みはカメラの日付機能を使用するか、改修箇所に撮影日を記入したホワイトボード等を写し込んで撮影してください。撮影後に日付を付け足すなどのデータの修正をしたものは認められません。

※写真が不鮮明、確認が難しい場合等は撮り直しをお願いすることがあります。

【⑥所有者による住宅改修承諾書】

- ・すべての所有者による着工の許可を得てください。管理組合等により工事の許可を必要とする場合は、許可書等の写しを添付してください。

【⑦非該当承諾書】

- ・新規又は区分変更申請中、入院、入所中の場合は必要になります。認定結果が非該当であった場合や死亡または退院の目途が立たない場合は全額が自己負担となりますので、利用者の方に十分確認し提出をお願いします。

【その他】

- ・見積書、改修箇所図面及び着工前写真の3点については、各書類の整合性が取れているか確認をします。改修箇所が多岐にわたる場合は、確認が行いやすいように、改修箇所ごとに番号を振る等してください。
- ・**着工承認**は、高齢者福祉課確認印を押印した事前確認協議書原本を被保険者、または事業者に返送する形で行います。事業者に返送を希望する場合は、必ず「事前確認結果通知委任欄」に署名が必要です。
- ・着工承認後に工事内容の変更が生じた場合、または工事が取りやめになった場合は、高齢者福祉課介護保険係 福祉用具・住宅改修担当に連絡してください。

★着工後申請 提出書類★

- ①支給申請書（第8号様式）
- ②領収書原本及びコピー
- ③完成後の写真
- ④着工承認した事前確認協議書（第9号様式）の写し

⚠ 完成後の提出にあたっての注意事項 ⚠

【①支給申請書（第8号様式）について】

- ・改修費用が20万円を超える場合（①支給申請対象経費記入欄）
→20万円と記入する。

- ・改修費用が20万円を超える場合（②自己負担額欄）
→2万円～6万円（自己負担額1～3割分）を記入する。

- ・③支給申請額欄については、20万円を超える工事であったとしても、最終的に18万円～14万円になるようにしてください。

ただし、20万円を超えている場合でも、事前確認申請で提出された改修総額と相違がないか確認を行いますので、領収書は2枚に分けるか、内訳や但し書きを記載して領収書を提出してください。

※4ページ参照

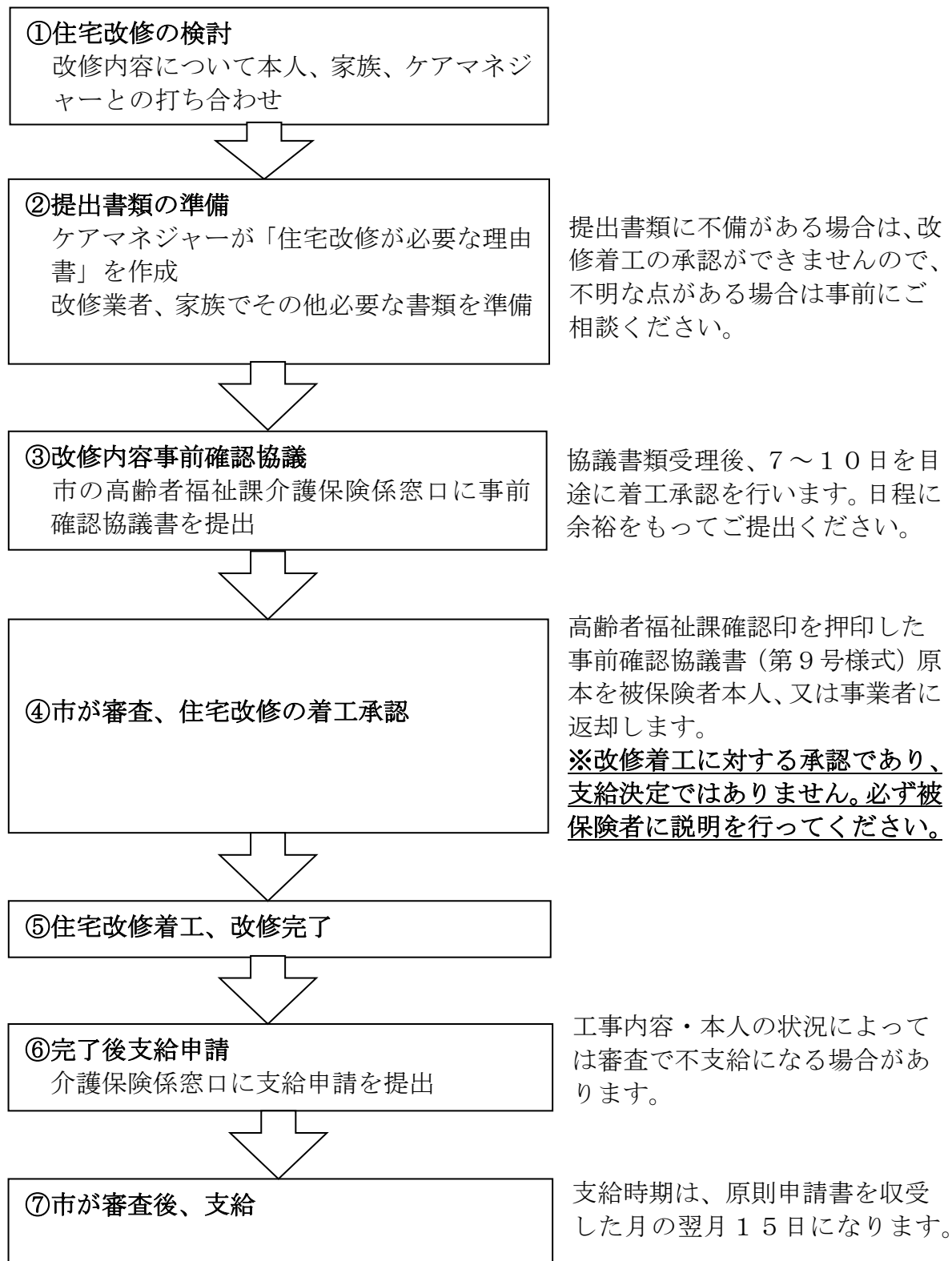
【③完成後の写真について】

- ・日付が入っている状態で着工前の写真と同じアングルのもの
- ※写真が不鮮明、確認が難しい場合は撮り直しをお願いすることがあります。

【その他】

- ・入院中又は施設入所中に住宅改修を行った場合は、完了後の支給申請は退院後又は施設退所後に行ってください。

～住宅改修費支給までの流れ～



福祉用具購入費及び住宅改修費の支給に関する Q&A

これまでにお問い合わせいただいた事項のうち、特に周知が必要と思われるものを抜粋し以下のとおり取りまとめましたので、参考としてください。

また、その他に確認したい事項がございましたら、事前に担当までご相談ください。

特定福祉用具購入

Q：シャワートイレ機能付き腰掛便座の購入を検討しているが、特定福祉用具購入費として介護保険の給付対象となるか。

A：腰掛便座の機能を有する部分とシャワートイレ機能を有する部分を区分できる場合^{*}には、腰掛便座の機能を有する部分のみが保険給付の対象となります。

区分できない場合には腰掛便座全体が保険給付の対象外となります。

^{*}区分できる場合…それぞれの部分を別々の商品として販売することが可能であり、介護給付の対象となる費用を見積書などで明確に分けることができる場合。以下同じ。

Q：脱臭機能付き腰掛便座の購入を検討しているが、特定福祉用具購入費として介護保険の給付対象となるか。

A：腰掛便座の機能を有する部分と脱臭機能を有する部分を区分できる場合には腰掛便座の機能を有する部分のみが保険給付の対象となります。

区分できない場合には腰掛便座全体が保険給付の対象外となります。

Q：自動ラップ機能付き腰掛便座の導入を検討しているが、特定福祉用具購入費として介護保険の給付として対象となるか。

A：水洗機能を有する便座は特定福祉用具の種目に含むこととされており、自動ラップ機能は水洗機能に準ずる機能であることから、保険給付の対象として取り扱います。

Q：特定福祉用具販売の受領委任払い申請において、介護保険支給対象額を除いた自己負担額が生活保護の介護扶助により支給される場合、領収書は発行すべきか。発行する場合の宛名はどうか。

A：本人宛の領収書を発行してください。

指定居宅サービス等基準第 213 条において、特定福祉用具販売事業者は、特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払いを受けた場合は、領収書を利用者に対して交付しなければならないとされていることから、事業者から利用者に対し領収書の発行は必要となります。

また、自己負担分を介護扶助から支給されることにより、利用者本人から事業者へ直接支払いが発生しない場合においても、特定福祉用具の購入者はあくまでも利用者本人であると考えられることから、領収書の宛名は本人とします。

住宅改修

Q：浴室の老朽化及び一部の水漏れによる浴室全体の改装を行う予定だが、その際既存の手すりを取り外し、同じ位置に新しい手すりを取り付ける工事は住宅改修として給付の対象となるか。

A：給付の対象とはなりません。

住宅改修は、「当該居宅要介護被保険者の心身状態、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。」（介護保険法施行規則第 74 条）とされています。

また、12. 4. 28 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 71 介護報酬等に係る Q&A vol. 2 /Ⅲ①9にて、引き戸及び洋式便器について、古くなったことにより新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないと回答されています。

上記の質問内容は、老朽化を理由とした浴室全体の改装に伴い手すりを新しいものと取り換える工事であるため、介護給付の対象とはなりません。

Q：柵やペーパーホルダーが一体となっている手すりは介護保険の対象となるか。

A：手すり部分のみ対象となります。柵やペーパーホルダー部分の金額については適切に按分した上で見積書に記載してください。

Q：浴室内の床材の変更と段差解消のため浴槽の交換を予定しているが、現在の浴室の広さだと交換予定の浴槽が設置できないため、浴室を拡張しようと考えているが、拡張部分も含めて介護保険の対象として良いか。

A：拡張部分に対しては支給対象外です。

あくまでも、介護保険の住宅改修は厚生労働大臣が定める住宅改修の種類のみとなります。新築及び増改築等は対象工事ではありません。

ユニットバスに交換することで浴室の拡張、浴槽の向きが変わる場合も支給対象外となります。

ユニットバスへの交換工事の場合は介護保険対象部分を明確にし、適切に按分した上で見積書の提出をお願いします。

Q：住宅改修において手すりの補強を検討しており、既存の手すりは下地の強度が不十分であるため、補強板を取り付けることで強度を上げる工事をしたい。既存手すりの下地補強は介護保険の対象となるか。

A：手すりの取付けのための壁の下地補強は、介護保険の支給対象に含まれており、手すり自体の強度に問題がなく、補強板を取り付けることで既存の手すりの使用に安全性が確保されるということであれば、補強材の取付けは介護保険の支給対象です。

ただし、対象となる費用は補強材の材料費、施工費、諸経費であり、既存の手すりの取り外しに係る費用は支給対象外となります。

Q：当該被保険者が居室内の移動を車いすで行っており、洗面台の高さが被保険者に合っていない。段差解消として洗面台自体を車いすの高さに合わせるための交換工事を希望しているが、介護保険の対象となるか。

A：支給対象とはなりません。

介護保険住宅改修で対象となる段差解消工事は、「居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。」(平成12年1月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて)とされおり、洗面台を高さが低いものに交換する工事は介護保険の対象として取り扱いません。

Q：住宅改修において寝室等の床材の変更を検討している。どこまでが、介護保険の支給対象となるか。

A：被保険者が生活の中で実際に使用する床範囲のみが支給対象となります。

家具や寝具などが設置される箇所については支給対象外となるため、図面に家具範囲を記載し、見積書には支給対象面積分を按分した金額の記載をしてください。また、着工後の支給申請提出時に改修前のカーペットや家具などを全て取り除いた状態の写真を提出してください。

共通

Q：給付制限期間中、若しくは介護保険料の未納がある被保険者は、受領委任払いにて住宅改修、特定福祉用具購入の申請はできるか。

A：給付制限期間中、若しくは介護保険料に未納がある被保険者は受領委任払いでの申請はできません。償還払いにて住宅改修、特定福祉用具購入の申請を行ってください。

○白井市介護保険制度における福祉用具購入費及び住宅改修費の支給に係る受領委任払いに関する要綱

平成18年3月22日

告示第30号

改正 平成22年12月15日告示第158号

平成27年3月20日告示第29号

平成27年7月22日告示第87号

平成28年3月31日告示第44号の12

平成30年8月31日告示第100号

令和3年3月31日告示第55号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、市が福祉用具購入費等の支給を行う場合において、当該福祉用具購入費等を負担することとなる居宅要介護被保険者等の一時的な負担を軽減するため、福祉用具購入費等の支給に係る受領委任払い等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居宅要介護被保険者等 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者及び法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。
- (2) 福祉用具購入費等 法第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費、法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費、法第56条第1項に規定する介護予防福祉用具購入費及び法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費をいう。
- (3) 受領委任払い 市が居宅要介護被保険者等に福祉用具購入費等を支給すべき額につき、当該居宅要介護被保険者等がその支給に係る申請及び受領に関し、その権限を委任した登録事業者が福祉用具購入費等の支払をすることをいう。
- (4) 登録事業者 特定福祉用具（法第44条第1項に規定する特定福祉用具及び法第56条第1項に規定する特定介護予防福祉用具をいう。以下同じ。）の販売を行う事業者及び住宅改修（法第45条第1項又は法第57条第1項に規定する住宅改修をいう。以下同じ。）を行う事業者であって受領委任払いを受諾し、市に登録したものをいう。
- (5) 指定居宅介護支援事業者等 法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者及び法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。

(一部改正〔平成27年告示29号〕)

第3条 削除

(削除〔平成27年告示87号〕)

(登録の申請等)

第4条 特定福祉用具の販売を行う事業者及び住宅改修を行う事業者で登録事業者として登録の申請を行おうとするもの（以下「申請者」という。）は、福祉用具購入費等

受領委任払い事業者登録申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、福祉用具購入費等受領委任払い事業者登録決定(却下)通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により登録事業者として決定をしたときは、福祉用具購入費等受領委任払い事業者登録簿(別記第3号様式。以下「登録簿」という。)に登録するものとする。
- 4 前項の規定による登録の有効期限は、登録の決定を受けた日の属する月の翌月の初日からその日後最初に到来する西暦表示したときに下2桁が3の倍数となる年の3月31日までとする。

(一部改正〔平成27年告示29号〕)

(変更の届出等)

第5条 登録事業者は、前条第1項の申請書に記載した事項に変更が生じたときは、受領委任払い登録事項変更届出書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 登録事業者は、事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、受領委任払い登録事業廃止(休止・再開)届出書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成27年告示29号〕)

(登録事業者の取消し)

第6条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 福祉用具購入費等の請求に不正があったとき。
 - (2) 不正の手段により登録を受けたとき。
 - (3) 倒産したとき又は適正な事業の運営ができなくなったとき。
 - (4) 次条第2項に規定する守秘義務に違反したとき。
 - (5) 第10条に規定する報告の求めに応じないとき又は虚偽の報告をしたとき。
 - (6) 前各号に規定するもののほか、市長が必要があると認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、登録簿から当該登録事業者を抹消し、福祉用具購入費等受領委任払い登録事業者取消通知書(別記第6号様式)により当該登録事業者に通知するものとする。

(一部改正〔平成27年告示29号〕)

(登録事業者等の責務)

第7条 登録事業者は、居宅要介護被保険者等に対し福祉用具購入費等に係るサービスを提供するときは、指定居宅介護支援事業者等及び介護保険担当課と必要な連絡調整を行い、適正にサービスを提供するよう努めなければならない。

- 2 登録事業者(当該事業の業務に従事している者を含む。)は、業務上知り得た居宅要介護被保険者等及びその家族に関する秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(一部改正〔平成27年告示29号〕)

(福祉用具購入費等の支給申請)

第8条 登録事業者は、福祉用具購入費等の受領委任払いの支給に係る申請を行おうとするときは、居宅要介護被保険者等から福祉用具購入費等の申請及び受領に関する権

限の委任を受けた上で、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（別記第7号様式）又は介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 登録事業者は、前項の申請を行おうとするときは、居宅要介護被保険者等を担当する指定居宅介護支援事業者等がいる場合は、当該居宅要介護被保険者等にその心身及び住宅の状況等を踏まえた適切なサービスの提供が行われるかどうか、当該指定居宅介護支援事業者等に確認を受けなければならない。
- 3 登録事業者は、住宅改修費の受領委任払いの支給に係る申請を行おうとするときは、第1項の申請の前及び住宅改修の着工前に居宅介護（介護予防）住宅改修事前確認協議書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（一部改正〔平成27年告示29号・30年100号〕）

（支給の決定及び支払）

第9条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、支給の可否を決定し、福祉用具購入費等支給（不支給）決定通知書（別記第10号様式）により当該登録事業者に、福祉用具購入費等支給（不支給）決定通知書（別記第11号様式）により当該居宅要介護被保険者等に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支給を決定したときは、福祉用具購入費等を当該登録事業者を支払うものとする。

（一部改正〔平成27年告示29号〕）

（報告）

第10条 市長は、福祉用具購入費等の支給に関し必要があると認めるときは、登録事業者に対し、特定福祉用具又は住宅改修に係る事項について報告を求めることができる。

（一部改正〔平成27年告示29号〕）

（福祉用具購入費等に係る申請及び受領の委任の制限）

第11条 居宅要介護被保険者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業者福祉用具購入費等の支給に係る申請及び受領に関し、その権限を委任することができない。

- (1) 法第66条第1項又は第2項の規定により被保険者証に支払方法の変更の記載がされているとき。
- (2) 法第67条第1項又は第2項の規定により保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止められているとき。
- (3) 法第68条第1項の規定により被保険者証に保険給付差止の記載がされているとき。
- (4) 法第69条第1項の規定により被保険者証に給付額減額等の記載がされているとき。
- (5) 法第131条の規定による普通徴収に係る介護保険料について、第10条第1項の申請書の提出を行う日以前の納期において未納並びに不足があるとき。

（一部改正〔平成27年告示29号〕）

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成 22 年告示第 158 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 27 年告示第 29 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この告示による改正後の白井市介護保険制度における福祉用具購入費及び住宅改修費の支給に係る受領委任払いに関する要綱（以下「改正後の要綱」という。）第 8 条第 3 項の規定は、公示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の白井市介護保険制度における福祉用具購入費及び住宅改修費の支給に係る受領委任払いに関する要綱（以下「改正前の要綱」という。）第 6 条の規定によりなされている登録の申請は、改正後の要綱第 4 条の規定によりなされた登録の申請とみなす。
- 3 改正後の要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る支給について適用し、同日前の申請に係る支給については、なお従前の例による。
- 4 この告示の施行前に、改正前の要綱の規定により調製した用紙は、この告示の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 27 年告示第 87 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行前に、改正前の要綱の規定により調製した用紙は、この告示の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 28 年告示第 44 号の 12）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年告示第 100 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和 3 年告示第 55 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行前に、改正前のそれぞれの告示の規定により調製した用紙は、この告示の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。